

# 工事費内訳書作成要領

## 1 工事費内訳書の提出が必要となる入札

浜田市が発注するすべての建設工事の入札において工事内訳書を求めます。入札書の提出時に提出してください。

## 2 工事費内訳書の内容及び様式

### (1) 記載事項

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 入札者の所在地、商号又は名称、代表者（支店長等）の職名・氏名

エ 当該工事費内訳書の内容について回答ができる者の所属・氏名及び連絡先電話番号

オ 工事費の内訳

### (2) 工事費の内訳

工事費の内訳は、当該工事に係る設計書（金額抜き）の各項目に対応するものの単位、数量、及び金額を表示したものとし、最低限表示する項目のレベルは次のとおりです。

ア 土木関係工事（土木工事積算基準によるもの）

① 工事区分（第1段階のレベル）

② 工種（第2段階のレベル）

③ 種別（第3段階のレベル）

細別以下の記載をしても可とします。

イ 建築関係工事（公共建築工事積算基準によるもの）

① 種目（第1段階のレベル）

② 科目（第2段階のレベル）

③ 中科目（第3段階のレベル）【建築一式工事を除く】

細目以下の記載をしても可とします。

ウ その他の工事（その他の積算基準によるもの）

原則として土木関係工事・建築関係工事に準じて作成してください。ただし、特に必要がある場合は、工事担当課が別途指示します。

### (3) 様式

用紙サイズはA4（縦・横自由）とし、当該工事の設計書（金額抜き）に準じて作成してください。

なお、土木関係工事にあっては様式1-1～1-2、建築関係工事にあっては様式2-1～2-4を参考にしてください。

## 3 工事費内訳書の提出にあたっての注意事項

(1) 工事費内訳書の提出がない場合、又は工事内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当金額を除く）が入札書の金額と一致しない場合は入札を無効とします。

(2) 工事費内訳書の内容に不備がある場合は、入札を無効とすることがあります。

(3) 談合があると疑うに足る事実があった場合は、工事費内訳書を公正取引委員会及び警察に提出することがあります。

(4) 提出された工事費内訳書は、返却しません。

様式 1 - 1 (土木関係工事の事例)

令和 年 月 日

浜田市長 様

所在地  
商号  
代表者職氏名  
回答できる者の  
氏名及び連絡先 ( ) - (内)

工 事 費 内 訳 書

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_

工事区分	工 種	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費							
道路改良			1	式			
擁壁工			1	式			
作業土工			1	式			
既製杭工			1	式			
場所打杭工			1	式			
直接工事費			1	式			
共通仮設費 (率分)			1	式			
共通仮設費計							
純工事費							
現場管理費			1	式			
工事原価							



令和 年 月 日

浜田市長 様

所在地  
 商号  
 代表者職氏名  
 回答できる者の  
 氏名及び連絡先 ( ) - (内)

## 工 事 費 内 訳 書

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_

名 称	単 位	金 額	備 考
直接工事費	一式		
共通費			
共通仮設費	一式		
現場管理費	一式		
一般管理費等	一式		
計			
スクラップ	一式		
工事価格	一式		
消費税等相当額	一式		
工事費	一式		





